

体験!地引き網

兵庫県洲本市五色町都志万才 494-1

五色町漁業協同組合都志支所内

電話 (0799) 33-0059

FAX (0799) 33-1306

煽

★淡路島で地引き網!!

Aori



体験! 地引き網

煽 Aori ご案内

2014年 4月現在

★地引き網体験料金 75,600円 (40名様分)

- * 尚、料金に関しましては、参加人数に応じて、御相談承ります。
- * お持帰り用パック(団体用)・氷・手さげ袋が含まれます。
- * 調理等は含まれません。
(バーベキュー用の調理については、御相談ください。)

★ 取消料

取 消 条 件	取 消 料
体験地引き網実施前日から起算して 5日目以降前日まで	代金の 30%
体験地引き網実施当日	代金の 50%
無連絡不参加及び地引き網開始後	代金の100%

- * 火曜日、土曜日及び祝祭日の前日はFAXのみの
受付となりますのでご注意ください。



お申し込み、お問い合わせ先

五色町漁業協同組合都志支所内

電 話 (0799) 33-0059

F A X (0799) 33-1306

または 五色町漁業協同組合鳥飼本所

電 話 (0799) 34-0331

F A X (0799) 34-0376

体験地引き網

煽 Aori

☎ 656-1304

兵庫県洲本市五色町都志万歳 494-1

五色町漁業協同組合都志支所内

電 話 (0799) 33-0059

F A X (0799) 33-1306

周辺案内図



体験地引き網 実施条件

★ お申し込みの際は必ずこの実施条件書をお読みください。

1 体験地引き網実施契約

煽 Aori（以下「当方」といいます。）が実施する体験地引き網（以下「地引網」といいます。）に申込みされるお客様は、この実施条件書の全ての項目をご承認いただいたうえで体験地引き網実施契約（以下「契約」といいます。）を締結することになります。

2 申込条件

1. お客様が団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当方が判断する場合は、お申込みをお断りする場合があります。
2. その他当方の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。
3. お客様が地引網実施中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと判断される場合において、当方が地引網の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただいた場合、これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。

3 代金支払いの方法及び期限

代金の支払方法及び支払期限は、お客様がお申込みの際、お客様と当方が協議のうえ決定することとします。

4 契約内容および代金の変更

1. 当方はお客様の申込み後であっても、地引網の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由を説明して協議のうえ契約内容を変更することがあります。
2. 契約内容が変更され地引網実施に要する費用が増減したときは、当方はその変更差額だけ代金を増減します。

5 お客様の解除権

1. お客様は別記の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、契約を解除することができます。
2. お客様は、当方の責に帰すべき事由により、地引網の実施が不可能となったときは、取消料を支払うことなく契約を解除することができます。
3. 地引網開始後において、お客様のご都合により途中で契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、代金の全額をお支払いいただきます。

6 当方の地引網開始前の解除権

当方は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、地引網開始前に契約を解除することがあります。

- ①お客様が地引網の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

- ②地引網の実施に支障をもたらす悪天候を含む天災地変、官公署の命令その他の当方の関与し得ない事由により、地引網の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。

7 当方の地引網開始後の解除権

1. 当方は、次に掲げる場合において、地引網開始後であっても契約の一部を解除することがあります。
 - ①お客様が地引網を安全かつ円滑に実施するための当方の指示に従わないなど団体行動の規律を乱し、地引網の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - ②地引網の実施に支障をもたらす悪天候を含む天災地変、官公署の命令その他の当方の関与し得ない事由により、地引網の継続が不可能となったとき。
2. 当方が本項1の規定に基づいて契約内容の一部を解除したときは、お客様が既に消化した行程に相当する額の代金をお支払いいただきます。

8 当方の指示

お客様は、地引網開始後全行程終了までの間において、地引網を安全かつ円滑に実施するための当方の指示に従っていただきます。

9 当方の責任及び免責事項

1. 当方は契約内容の履行に当たって、当方が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。
2. お客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられても、当方は本項1の責任を負いかねます。
 - ①地引網の実施に支障をもたらす悪天候を含む天災地変又はこれらのために生ずる契約内容の変更もしくは地引網の中止
 - ②漁獲物による事故
 - ③自由行動中の事故
 - ④食中毒
 - ⑤盗難

10 お客様の責任

お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当方の指示を守らないことにより当方が損害を被ったときは、当方はお客様から損害の賠償を申し受けます。

11 その他

この実施条件書の各項の何れにも該当しない事項については、お客様と当方がお互いに誠意を持って協議し、円満に解決するものとします。